

環境省廃棄物規制課 前田りさ氏 2024.12.11

M 2:18 もしもしお電話代わりました。廃棄物規制課の前田と申します。

K 先日お電話いただいた熊本ですが、……。内容は、先日お話しした通りなんですけど、コンクリート基礎が産廃で、廃棄物の処理として行なわなければならないことは同意していただいたのですが、資料をお送りしたいのでmailアドレスかファックス番号を教えてくださいませんか。

M 3:18 [hairi-sanpai@env.go.jp](mailto:hairi-sanpai@env.go.jp)です。

K 4:02 では、都とのやり取りとくとのやり取りの資料をお送りします。

mailとか私が要求した総合判断説に基づく説明を要求したExcel表等の資料です。

都や区は、総合判断説に基づく説明には答えずに、「工事を中断しただけで、再開の意図があるから」とのわけのわからない返信をしていますが、では、その見解の根拠はどこにあるんだと尋ねたところ、何も答えません。そこで終わっています。

それは資料としてメールの添付ファイルでお送りしますが、あと二点ばかり、お尋ねしたいんですが、一点めは、産廃の事務というのは法定受託事務ですよ。

M 5:08 はい。

K 5:12 ですから、技術的助言というのは可能かと思うんですが、それは検討していただくわけにはいかないでしょうか。

もう一つの理由は、環境省通知に反してますよね。

四条件を明らかに満たしていないんですよ。

ですから、きちんと通知に基づいた行政をやるように、との助言というのはできないものではないでしょうか。

M 5:45 事実を把握していないので何とも言えないのですが、必要に応じてそうすることもあるのかな、と思います。

K 5:52 そうですか。

そうしたら、一応お話しはしているんですが、資料をお読みいただいて、技術的助言が必要と判断されれば、助言していただく、ということでもよろしいでしょうか。

M 6:12 はい、必要に応じてそういうこともある、ということ。

K 必要に応じて、ということですね。はい、わかりました。

その必要性に関連した、二点目の質問なんですが、

実は、都と2時間20分にわたって激論したんですが、その時には、都はガイドラインに基づいて「工作物」と主張し、私は総合判断説に基づいて「廃棄物」と主張していたんですね。その時に都が私を説得する材料としてしきりに言っていたのは、都の見解は、全国の自治体が御暗示のようにやっているんだと。全国でやっているのに、あなたは違うというのか、という言い方をしたんですよ。それに対して、私は、全国でやっというが、違法

は違法だ、と主張したんですが、ガイドラインを読むと、自治体によって、地下工作物を廃棄物とするか否か、まちまちなので、統一するために、環境省の指導・助言を得てガイドラインを作った、と書いてあるんですよね。ということは、全国で都と同じようにやっているわけではなくて、廃棄物とみなしている自治体もいっぱいあるわけですよね。

M 7:46 はい。

K ですから、ガイドラインは環境省通知と同じですから、通知に基づいてそのへんをしっかりとやるように、と指導していただきたいんですけど。

M 8:04 はい。

K その一環として、或いは契機として、今回の件で、都が通知に反した行政をやっているということが明らかになりますから、ぜひ技術的助言をしていただきたい、と思っております。

M 8:24 かしこまりました、有難うございます。

K 8:28 どうも。では、以上です。

では、すぐにでも資料を送付しますので、ご検討を宜しくお願いいたします、どうも、大変親切に対応していただいて、有難かったです。